

## 戸沢村コロナ対策認証取得応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの経済回復に向け、村民が安心して飲食や買い物を楽しむことができる環境を整えるため、小規模事業者が業種別ガイドラインに基づいて「新しい生活様式への対応」に取り組む事業に対し、補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業者若しくは小規模企業者、又は個人事業主である者。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による許可を受け事業を営んでいる者（以下「飲食店」という。）又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可を受け事業を営んでいる者（以下「宿泊業」という。）
- (3) 「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証取得のための施設確認において知事から指摘を受けた事項（以下「指摘事項」という。）を改善し、認証取得するために必要な設備投資等を行った者で、その後の施設再確認の結果、認証を取得し、山形県新・生活様式対応支援事業費補助金（新型コロナウイルス対策認証対応型）の交付決定を受けた者。
- (4) 補助金の受給後も事業を継続する者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設に該当しない者。
- (6) 次のいずれにも該当しない者。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしているもの
  - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証取得のために、令和4年3月10日までに補助対象者が「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証取得に向け、より適正な感染防止対策を講じるために行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表1に掲げるものとする。この場合において、消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費に含めないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得に向けた経費について、1事業所につき一度限り交付する。（消費税を除く）

2 前項の規定による補助金の支給額は、20万円を限度とする。（千円未満切捨て）

(補助金の支給申請)

第6条 補助金の支給を受けようとする者は、戸沢村コロナ対策認証取得応援補助金支給申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に令和4年3月10日までに提出しなければならない。

- (1) コロナ対策認証ステッカーの写し
- (2) 新・生活生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)交付申請書類の写し
- (3) 新・生活生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)決定通知書の写し
- (4) 領収書等（日付入り）
- (5) 実施状況のわかる書類（実施状況写真等）
- (6) 振込口座通帳の写し（見開きページ）
- (7) その他村長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 村長は、前条の申請があったときは当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、戸沢村コロナ対策認証取得応援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、村長は、補助金の交付申請の内容を修正して、又は必要な条件を付して補助事業者に通知することができる。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条の規定による交付決定を行った場合は、速やかに補助金を支給する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表1（補助対象経費）

次に掲げる設備の設置に必要な経費

パーティション、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、二酸化炭素濃度測定器、非接触型体温計、加湿器、HEPAフィルター付き空気清浄機（紫外線殺菌装置を含む）、非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式等）、換気機能付きエアコン、換気設備、その他村長が必要と認める経費